

財務省告示第四百四十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年四月八日

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第二百三十 十回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 十六年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十六年法律第二十 二号）第二条第一項並びに国債 整理基金特別会計法（明治三十 九年法律第六号）第五条第一項 及び第五号ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、価格競争入札におい て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募集 の決定を募集した各申込みの募 価を募入額により加重平均し て得られるものによる発行（以下 「非

八 最 低 額 面 金
九 振 替 単 位

十 一 発 行 日
十 一 格 競 争 格

十 二 口 入 札 非 競 争 入
十 三 利 率
の 経 過 利 子
払 込 み

二 百 円
五 万 円

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 十 七 年 三 月 二 十 二 日

(一) 額 十 八 銭 以 上 の 所 属 九 十 九 円 九 角 九 分
格 十 八 銭 以 上 の 所 属 九 十 九 円 九 角 九 分
額 十 九 銭 以 上 の 所 属 九 十 九 円 九 角 九 分
十 〇 銭 以 上 の 所 属 九 十 九 円 九 角 九 分
年 〇 一 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
に よ り 算 出 し た 金 額 に 加 え 第 二
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である者が
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は
国法人が適用を受ける所得税

十四 初期利子

の税率を乗じた金額を控除する。平成十七年九月二十日を支払った金額を次の算式により算出した。その銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成十九年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 元金

借入場所加

十八 払込期日

平成十七年三月二十二日

借入場所加